

松島町へ転入・町外へ転出される皆さんへ

毎年この時期には多くの方が入学や就職、転勤などで引っ越しをされます。各種手続きをお忘れにならないようご注意ください。 ● 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

	手続き方法・持参する物	窓 口	
転 入	【住所異動】 転入から14日以内に手続きを行ってください。 ①転出証明書 ②印鑑 ③身分証明書※ ④通知カードまたは個人番号カード ※身分証明書は、免許証・パスポート・個人番号カードなど顔写真があるものは1点、保険証・年金手帳・学生証など顔写真がないものについては2点持参ください。 【国民健康保険】 ①印鑑 ②通知カードまたは個人番号カード 【後期高齢医療】 ①前住所地の市区町村が交付した負担区分証明書（県外からの転入の場合）	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705	
	【身体障害者手帳、療育手帳】 ①手帳 ②印鑑 ③通知カードまたは個人番号カード 【心身障害者医療費助成】 ①健康保険証 ②所得証明書 ③受給者名義もしくは保護者名義の通帳 ④印鑑	町民福祉課福祉班 ☎354-5706	
	【母子・父子家庭医療費】 ①健康保険証 ②所得証明書 ③受給者名義の通帳 ④印鑑など 【児童手当】 ①受給者の健康保険証 ②受給者名義の通帳 ③印鑑 ④通知カードまたは個人番号カード 【児童扶養手当】 ①印鑑 ②手当証書 ③通知カードまたは個人番号カード 【子ども医療費】 ①お子さん名義の健康保険証 ②保護者名義の通帳 ③印鑑 ④所得証明書	町民福祉課福祉班 ☎354-5706	
	【介護保険】 ①受給資格証明書（前住所地の市区町村で要介護・要支援認定を受けていた方） 【妊婦健診・乳児健診】 ①母子健康手帳 【予防接種】 ①母子健康手帳 【精神保健福祉手帳】 ①手帳 ②印鑑 ③通知カードまたは個人番号カード ④写真（縦4cm×横3cm）※仙台市・県外からの転入の場合 【自立支援医療受給者証】 ①受給者証 ②印鑑 ③身分証明書 ④通知カードまたは個人番号カード ⑤更新の場合は前市区町村の課税・非課税証明書が必要です。 ⑥健康保険証の写し ⑦現在の受給者証申請時に提出した診断書の写し（県外からの転入の場合） ※保健福祉センターは別庁舎となりますのでご注意ください。	健康長寿課 （保健福祉センター どんぐり） ☎355-0666	
	【ごみ】 指定日を確認のうえ、各地区のごみ集積所へ。分別収集とリサイクルにご協力ください。 【くみ取り】 トイレのくみ取りは（協）松島清掃公社 ☎354-3202 【飼い犬】 犬を飼われている場合は、犬の登録変更届転入または転出の提出が必要となります。	総務課環境防災班 ☎354-5782	
	【軽自動車税】 住所変更の手続きが必要です。 2輪（125cc～250cc未満）および四輪軽自動車 宮城県軽自動車協会 ☎388-6033 2輪（250cc～）東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	財務課税務班 ☎354-5703	
	【松島町小中学校へ転校】 住民登録の際発行された「住民異動届」を持って松島町教育委員会にて手続きをしてください。在学していた学校から受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」は、転入（学）する学校へ直接提出してください。	教育課学校教育班 ☎354-5713	
	【水道開栓（開始）】 事前に印鑑を持参の上、水道事業所へ来庁し開栓届を提出してください。 （電話での受付はしていません） 土曜日、日曜日、祝日は開栓できませんのでご了承ください。 ※水道事業所は別庁舎（松島浄化センター内）となりますのでご注意ください。	水道事業所経営班 ☎354-5711	

	手続き方法・持参する物	窓 口	
転 出	【住所異動】 転出する14日前から手続き（転出証明書の発行）ができます。 ①印鑑 ②身分証明書※ ※身分証明書は、免許証・パスポート・個人番号カードなど顔写真があるものは1点、保険証・年金手帳・学生証など顔写真がないものについては2点持参ください。 【国民健康保険】 ①国民健康保険証 ②印鑑 ③通知カードまたは個人番号カード 【後期高齢医療】 ①後期高齢者医療被保険証 ②印鑑	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705	
	【心身障害者医療費助成】 ①受給者証 ②印鑑	町民福祉課福祉班 ☎354-5706	
	【子ども医療、母子・父子家庭医療費助成】 ①受給者証 ②印鑑 【児童手当】 ①印鑑 【児童扶養手当】 ①印鑑 ②手当証書	町民福祉課福祉班 ☎354-5706	
	【介護保険】 介護認定を受けている方には受給資格証明書を発行します。 介護認定を受けていない方は、役場窓口へ介護保険被保険者証をお返しください。 【精神保健福祉手帳】 【自立支援医療】 転出の方は、健康長寿課 ☎355-0666までお問い合わせください。	健康長寿課 （保健福祉センター どんぐり） ☎355-0666	
	【軽自動車税】 住所変更の手続きが必要です。 ・松島ナンバーの場合 財務課税務班 ・宮城ナンバーの四輪、1宮城ナンバーの二輪の場合 宮城県軽自動車協会 ☎388-6033 ・宮ナンバー、宮城ナンバーの二輪の場合 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	財務課税務班 ☎354-5703	
	【町営住宅】 転出する10日前までに町営住宅明渡届出書に記入・押印のうえ提出をしてください。	建設課管理班 ☎354-5715	
	【松島町小中学校から転校】 住民登録の際発行された「住民異動届」を持って松島町教育委員会にて手続きをしてください。その後、在学していた学校から受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」を持って転出先市町村教育委員会で手続きをしてください。	教育課学校教育班 ☎354-5713	
	【水道閉栓（停止）】 事前に印鑑を持参の上、水道事業所へ来庁し閉栓届を提出してください。 （電話での受付はしていません） ※水道事業所は別庁舎（松島浄化センター内）となりますのでご注意ください。	水道事業所経営班 ☎354-5711	

引っ越しをする方への住民票の手続きのお知らせ

進学、就職などで引っ越しをする方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票は、選挙人名簿への登録につながる大切な情報です。忘れずに手続きをしましょう。

現在住んでいる寮・アパートなどが住所地になります。詳しくは、総務省のホームページまたは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

● 問合先 選挙管理委員会事務局 ☎354-5893
 総務省 <http://www.soumu.go.jp/index.html>